

諮詢事項について

事務局：総務課文書・情報公開担当

今回諮詢する内容は、北本市個人情報保護条例の一部を改正することであり、このことについて審議会の意見を聴くものです。

なお、詳細は次のとおりです。

【改正の背景】

平成25年5月31日に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が公布されました。

番号法では、個人番号※1をその内容に含む個人情報を特定個人情報として規定しており、通常の個人情報と比べて、更に厳格な保護措置を講ずるものとなっております。

番号法は、第31条で特定個人情報に関する適正な保護措置を地方公共団体に対して求めているため、本市においても法の趣旨を踏まえて、北本市個人情報保護条例を改正するものです。

【改正の内容】

主な改正の内容は次のとおりです。

- (1) 特定個人情報の定義の追加
- (2) 特定個人情報の目的外利用に関する規定の追加
- (3) 特定個人情報の利用の中止等の請求に関する規定の追加
- (4) 番号法の施行に伴う規定の整備

【施行日】

平成27年10月5日とします。ただし、情報提供等記録※2に係る部分については番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月を予定）とします。

※1 個人番号…住民票コードを変換して得られる12ケタの番号

※2 情報提供等記録…情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録（アクセスログ）